

旭川医科大学大学院博士課程学生の宿日直業務に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年10月21日大学院委員会決定)

旭川医科大学大学院博士課程学生の宿日直業務に関する取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学大学院博士課程学生の宿日直業務に関する取扱要項（平成16年6月23日大学院委員会決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (給与) 第8 非常勤医師（当直医）の給与は、次のとおりとする。 (1) 日直業務1回につき<u>20,000</u>円 (2) 宿直業務1回につき<u>20,000</u>円 2 (略) (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和7年10月21日から施行する。</u> 【改正理由】 本学医師の宿日直手当額の変更に合わせて、所要の改正を行うものである。	(略) (給与) 第8 非常勤医師（当直医）の給与は、次のとおりとする。 (1) 日直業務1回につき<u>15,000</u>円 (2) 宿直業務1回につき<u>15,000</u>円 2 (略) (略)